

食品産業ニュースレター

こんにちは、東北農政局です。東北の秋の風物詩といえば、河川敷で行う芋煮会ではないでしょうか。芋煮は、地域や家庭によって様々なレシピがあります。みなさんが馴染みのある芋煮はどのような味ですか？

●お知らせ1

「第2回加工食品輸出クラスター組成のための食品製造事業者等向け勉強会」の参加者を募集しています

東北農政局は、令和6年12月5日(木)、東北地域の中小食品製造事業者等による加工食品輸出クラスターの新規組成及び輸出を行う食品製造事業者の裾野拡大を目的とした「第2回加工食品輸出クラスター組成のための食品製造事業者等向け勉強会」を開催します。輸出にご関心のある方はぜひご参加ください。

日時：令和6年12月5日(木) 10:30～12:00

開催方法：オンライン(Microsoft Teams)

参集範囲：食品製造事業者、食品事業者団体、輸出商社、物流事業者、金融機関、行政機関 等

募集人員：最大300名程度

申込期限：令和6年11月26日(火) 17:00



《プログラム》

1. 加工食品の輸出について

輸出商社からみた加工食品輸出について(国分東北株式会社)

2. 加工食品輸出クラスターの組成について

(1)加工食品輸出クラスターについて(東北農政局)

(2)加工食品輸出クラスターによる取組のメリットについて(アクセンチュア株式会社)

(3)加工食品輸出クラスターからの取組事例紹介

・AOMORI サスティナブル ブランド協議会

*「簡単」、「健康」、「美味しい」という3つのコンセプトのもと、商品とともに青森の魅力をPRすることで、青森県全体のブランド価値向上を目指す、食品製造事業者と地域商社で構成された協議会

・一般社団法人発酵を核としたローカル食品輸出拡大コンソーシアム

*日本の発酵食文化を世界へ発信するとともに、発酵及びそれに関連する食品の輸出を促進することを目的として、東北、北陸等の食品製造事業者を中心として組成されたコンソーシアム

3. 質疑応答



詳細・参加申込はこちら

<https://www.maff.go.jp/tohoku/press/keiei/kigyo/241023.html>



●お知らせ2

「GI産品とうまいものフェア」がサンモール一番町藤崎前(仙台市)で開催されます

11月1日(金)、2日(土)、宮城県仙台市のサンモール一番町藤崎前において、地理的表示(GI)保護制度登録産品及び産品地域の特産品の認知度向上を目的とした、東日本を中心としたGI産品等を販売する「GI産品とうまいものフェア」が開催されます。

日時：2024年11月1日(金)、2日(土) 10:00～18:00

場所：サンモール一番町藤崎前特設会場(宮城県仙台市青葉区一番町三丁目2番17号)

▼ 販売予定の東北地方のGI登録産品

- ・青森の黒にんにく(青森県)
- ・西わらび(岩手県)
- ・二子さといも(岩手県)
- ・河北せり(宮城県)
- ・甲子柿(岩手県)
- ・たむらのエゴマ油(福島県)



地理的表示(GI)保護制度について

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。



●お知らせ3

フードテック官民協議会ビジネスコンテストの エントリーを受け付けています

農林水産省が事務局を担う「フードテック官民協議会」では、作業部会での専門的な議論を通じ、食に関する課題の解決や、フードテックを活用した新たなビジネスの創出に向けた官民連携の取組を推進しています。その一環として、フードテックの認知度向上と本分野における新ビジネスの創出を目的とした、「未来を創る！フードテックビジネスコンテスト」を開催し、食に関する社会課題を解決するビジネスアイデアを、個人・企業・学生等の皆さまより幅広く募集しています。

● フードテックとは

生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデル

○ 募集テーマ

世界的な人口増加や温暖化による食料需要の増大、国内の人口減少・少子高齢化の進展に伴う人材確保難、人々の価値観の多様化による食に求めるニーズの多様化など、「食」に関する社会課題の解決に繋がるビジネスアイデアを以下の3つのテーマから募集



A: 持続可能な食料供給の実現×フードテック(例: 次世代食品の開発、フードロスの削減 等)

B: 食品産業の生産性向上の実現×フードテック(例: スマート農業・水産業、食品産業の自動化・省人化・DX 等)

C: 豊かで健康な食生活の実現×フードテック(例: 栄養価の高い食品の開発、食の安全性 等)

○ 募集プラン

(1) ビジネス部門

法人やNPO団体等において、新たに事業検討が行われているプラン、または既に展開中の事業のうち上市から5年以内の製品もしくはサービスを活用したプラン

(2) 個人部門

個人(学生を含む)やチーム(法人設立前)において、「食」に関する社会課題の解決に繋がるアイデア段階のプラン



○ 募集期間 令和6年10月1日(火) 9:00 ~ 11月30日(土) 24:00

詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/kikaku/241001.html>



●お知らせ4

農林水産物・食品の輸出証明書の手数料に関する 事業者向け説明会を開催します

農林水産省は、農林水産物・食品の輸出証明書の手数料の納付方法や留意事項などについて、輸出証明書の発行申請を行う事業者の方向けに説明会を開催します。

農林水産物・食品を輸出する際に、輸出先国の政府機関から求められる輸出証明書(輸出促進法第15条に基づき発行されるものをいう。)のうち、国が発行する輸出証明書については、令和2年に制定された輸出促進法及び同法施行規則に基づき、令和7年4月1日以降、申請1件あたり870円の発行手数料の納付を要することとされています。

◎ 対象となる証明書の種類

下記に記載する輸出証明書であって、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程(令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)別表1に基づき発行されるもの

- | | |
|-----------|---|
| ➢ 衛生証明書 | ➢ その他の輸出証明書(ブラジル又はオーストラリア向けの酒類に係る輸出証明書、オーストラリア向けかきの原産地証明書、ブラジル向け清涼飲料水等の原産地証明書等) |
| ➢ 自由販売証明書 | |
| ➢ 漁獲証明書等 | |

◆ 説明会について

開催日時: 令和6年10月30日(水) 15:00~15:30(予定)

開催方法: ウェブ開催

参加申込締切: 令和6年10月28日(月) 18:00

《参加申込フォーム》



https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/yusyutu_kokusa/i/kisei/shoumei_charge.html

詳細はこちら

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/shoumei_charge.html



発行元お問合せ先

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)

TEL:022-263-1111 (内線4558) E-mail: syokusannnews_tohoku@maff.go.jp